

学内感染症発生対策マニュアル

学生・教職員等における感染症発生の可能性・疑い・事実の察知

大学事務局へ通報

- ・ 学内通報書式項目に基づき、状況確認
- ・ （患者本人から連絡を受けた者が）個人情報公開への同意確認

保健室及び事務局へ通報（学内通報書式に基づく）

保健室から、患者への初期対応を対応教職員へ指示
（必要な場合は、市内の公的病院等専門部署と相談）

【患者への対応】

- ・ 直接対応の可否
- ・ 患者対応時の諸注意・対策
- ・ 患者対応の内容（隔離等）
- ・ 医療機関への手配 等

学長及び教職員へ初期状況報告、及び（事務局長指示に基づき）保護者へ連絡。

保健室及び事務局で、対策を協議・検討。

又は、学長指示に基づき、学内感染症発生対策本部を設置し、
対策本部にて対策協議・検討。

対応方針を決定・実施

- ① 二次感染予防
 - ・ 標準予防策について
 - ・ 出校停止の範囲や期間 ※
 - ・ 対物措置の範囲や期間
- ② 公表・報告について
 - ・ 所轄保健所及び監督官庁への報告（理事長名にて）
 - ・ 学生及び教職員への周知及び注意喚起 ※
 - ・ 学外への公表
 - ・ 法人本部への連絡
- ③ 個人情報管理等について
- ④ その他、必要と思われること